

富山県地下水指針（改定案）に対する意見募集について

富山県環境審議会水環境専門部会事務局
（富山県生活環境文化部環境保全課）

富山県では、県民共有の財産である地下水の保全を図り、将来にわたって適正に利用していくため、地下水指針を策定し、地下水を保全するための取組みを進めてきました。

その後、消雪設備が増加する中、記録的な大雪の際に著しい地下水位の低下により、市街地などで取水障害が多くみられるようになったこと、住宅地・工業用地などの土地開発や水田面積の減少による地下水涵養量の減少、気候変動影響などの状況の変化がみられることから、これらの課題に適切に対応していく必要があります。

このため、富山県では、貴重な地下水を保全し適正に利用するとともに、地下水の涵養を図っていくための取組みの基本的な方針を示す新たな指針を策定し、県民・県民団体、事業者及び行政が一体となって、地下水保全の取組みを進めることとしています。

このたび、富山県環境審議会水環境専門部会では、富山県からの諮問を受けて、新たな指針の策定に向けた審議を重ね、「富山県地下水指針（改定案）」をとりまとめたところです。

つきましては、このことについて、下記の要領により、広く県民の皆さまからご意見を募集いたします。

1 意見を募集する案件名

富山県地下水指針（改定案）

2 公表する関係資料

富山県地下水指針（改定案）の概要、富山県地下水指針（改定案）

3 関係資料の公表場所

富山県ホームページ、県庁（県民サロン、情報公開総合窓口、環境保全課）、各地方県民相談室（高岡、魚津、砺波）、県立図書館

4 募集期間

令和6年1月 日（ ）～令和6年2月 日（ ）

（郵送の場合は、 月 日（ ）の消印まで有効）

5 意見の提出方法及び提出先

(1) 郵送

〒930-0005

富山市新桜町5番3号 第2富山電気ビルディング

富山県生活環境文化部環境保全課指導係 あて

(2) ファクシミリ

076-444-3481

(3) 県ウェブページ

<https://www.pref.toyama.jp/1021/pubcomme-form.html>

（パブリックコメント専用フォームから入力することができます。）

6 意見提出時の留意事項

(1) 提出様式は任意ですが、住所、氏名、電話番号を必ず記載してください。法人の場合は法人名、所在地、電話番号を必ず記載してください。

(記載された個人情報は、この意見募集に係る利用目的以外の目的には使用いたしません。)

(2) 電話等による口頭でのご意見は、受付できませんので、あらかじめご了承ください。

7 ご意見の取扱い

(1) 皆さまからいただいたご意見につきましては、当事務局（環境保全課）でとりまとめ、指針改定の参考とさせていただきます。

(2) ご意見の概要及びこれらに対する本専門部会の考え方等につきましては、後日、県ウェブページ等で公表いたします。

(3) ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

8 問合せ先

(1) 富山県生活環境文化部環境保全課指導係

電話 076-444-3144

(2) 問合せは、午前8時30分から午後5時15分までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）をお願いいたします。

富山県地下水指針（改定案）に対するご意見

【ご意見の提出用紙】

（下記の事項が記載されていれば、この用紙をお使いでなくてもかまいません）

お名前	
ご住所	
電話番号	

※いただいたご意見の内容について確認させていただく場合がありますので、必ずご記入願います。

ページ番号※	ご意見の内容

※ 改定案の記載内容に関するご意見の場合は、該当するページ番号をご記入願います。

（提出先）

〒930-0005 富山市新桜町5番3号 第2富山電気ビルディング
富山県生活環境文化部環境保全課指導係
FAX 076-444-3481